

ひざ掛け等の使用について

教室掲示

今年度、コロナウイルス感染予防対策として、冬場でも窓を開けて生活しなければなりません。そのため、教室内が寒く、健康面の影響や授業に支障が出てしまう可能性を考え、授業中のひざ掛け等の使用を当面の間、認めます。下記にまとめたルールをしっかりと守り、使用してください。

- (1) 使用できるのは**教室のみ**。廊下での使用は認めません。
- (2) 移動教室の際は、**たたんで手に持つ**ようにしてください。
腰に巻いて移動しないでください。
- (3) 肩からはおる使用は認めません。
- (4) 試験の際は使用できません。(入試も使用できないため)
- (5) 色などの指定はありませんが、**華美な物は控える**ようにしてください。
- (6) コートやウィンドブレーカーをひざ掛けとして使用することも許可します。
- (7) ひざ掛け等には必ず**記名**をしてください。

ルールが守れない場合は、使用を禁止する場合があります。
一人ひとりがルールを守り、生活しやすい学校にしましょう。